

# 埼玉県立狭山工業高等学校 部活動に係る活動方針

令和2年4月1日

## ◆ 活動の基本方針

- 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」と約7割の生徒が卒業後に就職するという本校の現状を踏まえ、合理的かつ効率的・効果的な部活動の実施により、目指す学校像「地域産業を担う技術者の育成」を実現させる。

## ◆ 指導体制の整備について

- 各顧問は、年間活動計画及び月間活動計画・実績を作成し、校長に提出する。
- 活動計画は生徒及び保護者に公表する。
- 各部活動とも複数顧問による指導体制を整える。
- 必要に応じて、外部の専門的な指導者の活用に努める。
- 活動は顧問の指導の下に行うことが原則であるが、やむを得ず顧問が活動場所を離れる際には、安全に配慮した活動内容にするとともに、事故防止に努めるよう指示をする。

## ◆ 具体的な活動の進め方について

- 効率的で効果的かつ生徒の自主的な活動となるよう、各顧問は研修に努める。
- 施設や設備の点検を定期的の実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 顧問、担任、養護教諭等の連携を図り、生徒間のいじめやトラブルを未然に防止する。
- 教職員及び生徒対象の救命救急講習を実施する。

## ◆ 適切な休養日等の設定について

成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、また、顧問である教職員の負担軽減を踏まえ、下記のとおり設定する。

- 学期中は、原則として週2日以上程度(平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)の休養日を設定する。大会に向けた練習で、この休養日を確保できない場合は、それ以降の週で調整する。
- 定期考査1週間前及び定期考査中の活動は、原則休止とする。
- 平日の活動時間は1日あたり2時間程度、休業日の指導時間は3時間程度とする。ただし、大会、練習試合、校外での活動及び合宿練習(活動)中はこの限りではない。
- 長期休業中は、学期中の休養日に準ずるとともに、連続する3日間程度の休養日を設定する。